

後期高齢者医療制度がはじまります。

知っていますか？

本年4月から、老人医療制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。
急速に少子高齢化が進み、高齢者の医療費が増える中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、新たな高齢者医療制度がスタートします。

いままでの制度

これからの制度

医療制度	老人保健法による医療制度 (平成20年3月31日まで)	後期高齢者医療制度 (平成20年4月1日から)
運営主体	市町村(揖斐川町)	岐阜県後期高齢者医療広域連合 (県内の市町村の共同処理)
健康保険	国民健康保険、社会保険の加入者	国民健康保険、社会保険から資格を喪失し、新たに加入者となります。
対象者	75歳以上の方 65歳以上の一定障害者	75歳の誕生日を迎えた日から加入します。 対象者は、変わりません。(注1)
保険料(税)	加入する健康保険に保険料(税)を支払う。 (国保・国保組合・社会保険・健保組合・共済他)	後期高齢者広域連合に保険料を支払います。(徴収は揖斐川町が行います。) 原則、年金天引きとなります。
医療機関受診時	健康保険証と老人保健法の医療受給者証を提示します。	新たな後期高齢者医療制度の被保険者証を提示します。
負担割合	原則1割負担 (現役並み所得者は3割)	負担割合は変わりません。

● 保険料は、いくらになりますか？

保険料は、次の割合で計算されます。

被保険者均等割額(年額)	39,310円
所得割額(年額)	基礎控除後の総所得金額×年7.39%

※ 保険料の限度額は、50万円(年額)となります

- ・ 保険料は、被保険者一人当たりの均等額と所得割額の合計で個人ごとに決定されます。
- ・ 後期高齢者の保険料率は、岐阜県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。
- ・ 国民健康保険と同様に、所得の低い世帯の方は、保険料の均等割が軽減されます。
(2割・5割・7割軽減措置)

★ 岐阜県内の一人当たり平均保険料額 年額75,593円 月額6,300円 ※全国平均 7.4万円 月額6,200円
(参考) 岐阜県の一人当たり保険料試算(単身世帯で年金収入のみの場合)

年金収入額	120万円	160万円	200万円	210万円	240万円
保険料額(月)	975円	1,408円	5,508円	6,783円	8,633円

● 手続きは、必要ですか？

- ・ 平成20年4月1日現在で、75歳以上(65歳以上の一定の障害のある方)の方は、自動的に、後期高齢者医療保険に加入することになり、役場への手続きは、必要ありません。
保険証は、本年3月中旬に郵送させていただきます。
- ・ 保険証は、郵便局から配達証明付きの郵便で送付します。

(注1) 65歳以上の一定の障害者の方

- ・ 65歳以上の一定の障害者の方は、原則、後期高齢者医療制度へ移行しますが、届出により、それまで加入の社会保険や国保にそのまま、継続して加入することができます。(対象と思われましたら、住民課にご相談ください。)



平成20年4月から

■4月1日以降に75歳の誕生日を迎える方75歳の誕生日を迎えるまでに、保険証を郵送します。

● 支払い月は、どのようになりますか。

①国民健康保険や国民健康保険組合にご加入の方は、原則として年金から天引きされます。

年金から徴収する月 4月・6月・8月 前々年度の収入で計算した額
10月・12月・2月 前年の所得により、再計算した額

★年金からの天引きする額は、平成20年4月に郵送で、お知らせします。

年金天引きされない方

・年金額が、年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの特別徴収は行われず、納付書や口座振替等により納付することになります。

普通徴収の支払月 7月から翌年3月までの各月

※社会保険の被扶養者の方等は、一定の保険料の軽減措置がありますので、平成20年10月から納付することになります。（詳しくは、広報1月号をご参照ください。）

また、社会保険に加入される被用者本人の方は、7月から普通徴収と特別徴収の納付方法となります。

（平成20年度の保険料の納め方）

保険の種類	説明	保険料の支払い方法
国民健康保険 国民健康保険組合 に加入の方	75歳以上の方 (平成19年11月末日現在)	4月・6月・8月 年金からの仮徴収 10月・12月・2月 年金からの本徴収
	4月1日に75歳の方 (平成19年12月以降の誕生日)	7月・8月・9月 普通徴収 10月・12月・2月 年金からの本徴収
	年金額が少ない方	7月から翌年3月の毎月 普通徴収
社会保険等に加入 の方	75歳以上の方 (平成20年4月1日現在)	7月・8月・9月 普通徴収 10月・12月・2月 年金からの本徴収
	年金額が少ない方	7月から翌年3月の毎月 普通徴収
社会保険等に加入 している方の被扶 養者	息子さんなどの社会保険に被扶養者 となっている75歳以上の方等	4月～9月まで 保険料が凍結されます。 10月からの保険料は、均等割から9割軽減され、年金額に応じて特別徴収または普通徴収となります。

制度改正に伴う軽減措置について

・後期高齢者医療制度で、新たに保険料を負担することとなる社会保険（被用者保険）の被扶養者であった方の保険料について、平成20年4月から9月までの半年間これを徴収せず、10月から平成21年3月までの半年間は9割軽減することになりました。

また、これらの措置に係る財源は国から負担されます。

保険給付にかかる変更について

●高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の被保険者において、後期高齢者医療保険の自己負担と介護保険の自己負担の両方がある場合は、これらの合算額の上限を設け、負担が軽減されることになりました。

合算される場合の限度額（算定期間は、毎年8月から翌年7月が原則です。）

現役並み所得者	限度額
一般	670,000円
低所得Ⅱ	560,000円
低所得Ⅰ	310,000円
	190,000円

●葬祭費について

岐阜県では、死亡された場合に給付される葬祭費は、5万円となりました。

〔お問い合わせ先〕

揖斐川町役場 住民課 TEL 0585-22-2111